

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

東京都 L P ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業に係る  
補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の補助金の交付について、東京都 L P ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり決定する。

年 月 日

東京都知事

記

第 1 補助金変更交付決定額  
金 円

第 2 補助事業の内容  
東京都 L P ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業に係る変更承認申請書のとおり

第 3 補助条件

- 1 補助事業(補助対象事業に要する経費に関し、補助金の交付決定の通知を受けた事業をいう。以下同じ。)に要する経費の配分、経費の使用方法等は、第 1 の決定に係る申請のとおりとする。
- 2 補助金の交付は、補助金の額の確定後に行うものとする。
- 3 この補助金に関し、東京都知事(以下「知事」という。)が必要と認めるときは、補助事業者(補助金の交付決定の通知を受けた補助対象事業者をいう。以下同じ。)に対し、補助事業の遂行状況に関し報告を求め、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じ、更にこの命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- 4 この補助金の交付決定をした後、天災地変その他事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 5 次に掲げる事項に該当する場合は、承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
  - (3) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 6 補助対象機器の設置が令和6年6月1日までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 7 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（別記第12号様式）その他知事が別に必要と認める書類を添えて、知事へ提出するものとする。
- 8 7の実績報告書を審査した結果等により、補助事業の成果がこの補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、通知する。
- 9 補助事業の成果がこの補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期限を定めてこれに適合させるための措置を命ずることがある。
- 10 この補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - (1) 偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付を受けたとき。
  - (2) この補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
  - (4) 予定の期間内に補助事業に着手せず、又は完了しないとき。
  - (5) 液化石油ガス販売事業者でなくなったとき。
  - (6) 暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）
  - (7) その他この補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、この交付の決定に基づく命令又は法令に違反したとき。
- 11 10の規定は、この補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。
- 12 10(1)、(2)又は(6)に該当したことにより取消しを行った場合は、氏名又は名称及び取消しの理由を公表することがある。
- 13 この補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金がある場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることがある。この補助金の額の確定を行った後において既にその額を超える補助金を交付している場合も同様とする。
- 14 この補助金の返還を命じられた場合において、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付金額を控除した額）について年10.95パーセント割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）の納付を命ずることがある。
- 15 この補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 16 15により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。
- 17 この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金等があるときは、未納付額の限度においてその交付を一時停止し、又はその補助金等と未納付額とを相殺するものとする。
- 18 補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

- 19 補助事業者は、知事の承認を受けずに、取得財産の処分（この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいう。）をしてはならない。ただし、補助事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- 20 19本文の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第16号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 21 取得財産の処分を知事の承認を受けて行う場合は、補助事業者は、処分をすることにより得た収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入がない又はその収入が補助を受けた金額を下回るときは当該収入の全額又は補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）第3-2により算出した補助金相当額のいずれか高い額を東京都に納付するものとする。
- 22 補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了した日の属する東京都の会計年度終了の日から5年間保存するものとする。
- 23 知事は、この補助金の交付の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求め、又は補助対象機器を設置した販売所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。
- 24 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、販売所への立ち入り、物件の調査及び関係者への質問を求められたときは、これに応じなければならない。
- 25 知事は必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業の成果に関する報告を求めることができる。
- 26 補助事業者は、補助金の交付を受けるため、補助金の額の確定通知を受けた後、速やかに請求書（別記第14号様式）を知事に提出するものとする。
- 27 ここに定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）の定めるところによる。

#### 第4 申請の撤回

この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この交付決定通知の受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。